

# 平成20年3月議案概要書 市議会定例会（当初予算関係等）

## A 予算案件（24件）

### 1 一般会計

平成20年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 継続費      ウ 債務負担行為      エ 地方債

### 2 特別会計

（1）平成20年度富山市ケーブルテレビ放送事業特別会計予算  
歳入歳出予算

（2）平成20年度富山市公債管理特別会計予算  
ア 歳入歳出予算      イ 地方債

（3）平成20年度富山市駐車場事業特別会計予算  
歳入歳出予算

（4）平成20年度富山市公共用地先行取得事業特別会計予算  
歳入歳出予算

（5）平成20年度富山市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算  
歳入歳出予算

（6）平成20年度富山市老人保健医療事業特別会計予算  
歳入歳出予算

（7）平成20年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算  
歳入歳出予算

- (8) 平成20年度富山市介護保険事業特別会計予算  
歳入歳出予算
- (9) 平成20年度富山市国民健康保険事業特別会計予算  
歳入歳出予算
- (10) 平成20年度富山市企業団地造成事業特別会計予算  
ア 歳入歳出予算     イ 地方債
- (11) 平成20年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算  
歳入歳出予算
- (12) 平成20年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算  
ア 歳入歳出予算     イ 地方債
- (13) 平成20年度富山市競輪事業特別会計予算  
歳入歳出予算
- (14) 平成20年度富山市農業共済事業特別会計予算  
歳入歳出予算
- (15) 平成20年度富山市農業集落排水事業特別会計予算  
ア 歳入歳出予算     イ 地方債
- (16) 平成20年度富山市中央卸売市場事業特別会計予算  
ア 歳入歳出予算     イ 地方債
- (17) 平成20年度富山市分譲住宅・分譲宅地事業特別会計予算  
歳入歳出予算
- (18) 平成20年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算  
歳入歳出予算

### 3 企業会計

#### (1) 平成20年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出  
ウ 継続費                      エ 企業債

#### (2) 平成20年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

#### (3) 平成20年度富山市公共下水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出  
ウ 継続費                      エ 企業債

#### (4) 平成20年度富山市病院事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出  
ウ 企業債

#### (5) 平成20年度富山市国民宿舎事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

平成20年度 富山市予算(案)

(単位:千円、%)

区 分 会 計 名	平成20年度		平成19年度		対前年度比較		
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A-B	A/B	
一般会計	166,317,693	46.6	166,019,412	45.2	298,281	100.2	
特別会計	1. ケーブルテレビ放送事業特別会計	38,192	0.0	206,729	0.1	▲ 168,537	18.5
	2. 電気通信事業特別会計		0.0	120,532	0.0	▲ 120,532	皆減
	3. 公債管理特別会計	31,885,822	8.9	24,277,081	6.6	7,608,741	131.3
	4. 駐車場事業特別会計	491,081	0.1	595,855	0.2	▲ 104,774	82.4
	5. 公共用地先行取得事業特別会計	39,400	0.0	38,232	0.0	1,168	103.1
	6. 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	50,008	0.0	41,533	0.0	8,475	120.4
	7. 老人保健医療事業特別会計	3,915,940	1.1	39,371,517	10.7	▲ 35,455,577	9.9
	8. 後期高齢者医療事業特別会計	7,819,641	2.2		0.0	7,819,641	皆増
	9. 介護保険事業特別会計	28,612,884	8.0	27,468,101	7.5	1,144,783	104.2
	10. 国民健康保険事業特別会計	34,936,682	9.8	36,957,604	10.1	▲ 2,020,922	94.5
	11. 企業団地造成事業特別会計	544,273	0.2	711,851	0.2	▲ 167,578	76.5
	12. 牛岳温泉健康センター事業特別会計	236,283	0.1	244,286	0.1	▲ 8,003	96.7
	13. 牛岳温泉スキー場事業特別会計	232,110	0.1	148,889	0.0	83,221	155.9
	14. 競輪事業特別会計	15,451,054	4.3	16,452,975	4.5	▲ 1,001,921	93.9
	15. 農業共済事業特別会計	377,980	0.1	377,004	0.1	976	100.3
	16. 農業集落排水事業特別会計	2,187,438	0.6	1,991,723	0.5	195,715	109.8
	17. 中央卸売市場事業特別会計	382,580	0.1	350,885	0.1	31,695	109.0
	18. 分譲住宅・分譲宅地事業特別会計	936	0.0	3,527	0.0	▲ 2,591	26.5
	19. 賃貸住宅・店舗事業特別会計	228,332	0.1	246,234	0.1	▲ 17,902	92.7
特別会計 小計	127,430,636	35.7	149,604,558	40.7	▲ 22,173,922	85.2	
企業会計	20. 水道事業会計	16,144,980	4.5	14,399,806	3.9	1,745,174	112.1
	21. 工業用水道事業会計	374,600	0.1	575,303	0.2	▲ 200,703	65.1
	22. 公共下水道事業会計	33,669,531	9.4	24,789,814	6.7	8,879,717	135.8
	23. 病院事業会計	12,489,118	3.5	12,020,788	3.3	468,330	103.9
	24. 国民宿舎事業会計	252,661	0.1	248,505	0.1	4,156	101.7
企業会計 小計	62,930,890	17.6	52,034,216	14.2	10,896,674	120.9	
合 計	356,679,219	100.0	367,658,186	100.0	▲ 10,978,967	97.0	

平成20年度 一般会計予算(案)

(歳入)

(単位:千円、%)

区 分 款	平成20年度		平成19年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A-B	A/B
1 市税	73,839,049	44.4	73,002,937	44.0	836,112	101.1
2 地方譲与税	1,748,000	1.1	1,743,000	1.0	5,000	100.3
3 利子割交付金	439,000	0.3	315,000	0.2	124,000	139.4
4 配当割交付金	398,000	0.2	229,000	0.1	169,000	173.8
5 株式等譲渡所得割交付金	210,000	0.1	307,000	0.2	▲ 97,000	68.4
6 地方消費税交付金	4,260,000	2.6	4,450,000	2.7	▲ 190,000	95.7
7 ゴルフ場利用税交付金	104,000	0.1	91,000	0.1	13,000	114.3
8 自動車取得税交付金	790,000	0.5	834,000	0.5	▲ 44,000	94.7
9 地方特例交付金	789,000	0.5	666,500	0.4	122,500	118.4
10 地方交付税	18,031,000	10.8	20,400,000	12.3	▲ 2,369,000	88.4
11 交通安全対策特別交付金	101,381	0.1	97,755	0.1	3,626	103.7
12 分担金及び負担金	2,796,690	1.7	2,821,089	1.7	▲ 24,399	99.1
13 使用料及び手数料	3,107,358	1.9	3,128,464	1.9	▲ 21,106	99.3
14 国庫支出金	11,984,336	7.2	12,840,099	7.7	▲ 855,763	93.3
15 県支出金	7,009,556	4.2	6,391,291	3.8	618,265	109.7
16 財産収入	443,471	0.3	493,693	0.3	▲ 50,222	89.8
17 寄附金	10,850	0.0	17,850	0.0	▲ 7,000	60.8
18 繰入金	2,447,148	1.5	1,343,718	0.8	1,103,430	182.1
19 諸収入	20,009,054	12.0	17,627,716	10.6	2,381,338	113.5
20 市債	17,799,800	10.7	19,219,300	11.6	▲ 1,419,500	92.6
合 計	166,317,693	100.0	166,019,412	100.0	298,281	100.2

平成20年度 市税等の一般財源(案)

(単位:千円、%)

区 分 款 項	平成20年度	平成19年度	対前年度比較	
	予算案 A	予算額 B	A-B	A/B
1 市税	73,839,049	73,002,937	836,112	101.1
(1) 市民税	34,467,049	34,613,937	▲ 146,888	99.6
ア 個人	23,751,049	23,819,937	▲ 68,888	99.7
イ 法人	10,716,000	10,794,000	▲ 78,000	99.3
(2) 固定資産税	30,182,000	29,294,000	888,000	103.0
(3) 軽自動車税	667,000	637,000	30,000	104.7
(4) 市たばこ税	2,589,000	2,720,000	▲ 131,000	95.2
(5) 入湯税	145,000	147,000	▲ 2,000	98.6
(6) 事業所税	2,589,000	2,416,000	173,000	107.2
(7) 都市計画税	3,200,000	3,175,000	25,000	100.8
2 地方譲与税	1,748,000	1,743,000	5,000	100.3
(1) 自動車重量譲与税	1,233,000	1,213,000	20,000	101.6
(2) 地方道路譲与税	430,000	440,000	▲ 10,000	97.7
(3) 特別とん譲与税	44,000	47,000	▲ 3,000	93.6
(4) 航空機燃料譲与税	41,000	43,000	▲ 2,000	95.3
3 利子割交付金	439,000	315,000	124,000	139.4
4 配当割交付金	398,000	229,000	169,000	173.8
5 株式等譲渡所得割交付金	210,000	307,000	▲ 97,000	68.4
6 地方消費税交付金	4,260,000	4,450,000	▲ 190,000	95.7
7 ゴルフ場利用税交付金	104,000	91,000	13,000	114.3
8 自動車取得税交付金	790,000	834,000	▲ 44,000	94.7
9 地方特例交付金	789,000	666,500	122,500	118.4
10 地方交付税	18,031,000	20,400,000	▲ 2,369,000	88.4
(1) 普通交付税	16,011,000	18,200,000	▲ 2,189,000	88.0
(2) 特別交付税	2,020,000	2,200,000	▲ 180,000	91.8
11 臨時財政対策債	3,797,000	3,516,100	280,900	108.0
12 競輪事業収入	50,000	50,000		100.0
13 その他	532,554	797,113	▲ 264,559	66.8
合 計	104,987,603	106,401,650	▲ 1,414,047	98.7

## 平成20年度 一般会計予算(案)

(歳出)

(単位:千円、%)

区 分 款	平成20年度		平成19年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A-B	A/B
1 議会費	868,442	0.5	860,017	0.5	8,425	101.0
2 総務費	16,032,829	9.6	16,435,137	9.9	▲ 402,308	97.6
3 民生費	40,550,949	24.4	39,157,745	23.6	1,393,204	103.6
4 衛生費	12,342,956	7.4	12,085,906	7.3	257,050	102.1
5 労働費	782,692	0.5	795,071	0.5	▲ 12,379	98.4
6 農林水産業費	5,142,110	3.1	4,523,149	2.7	618,961	113.7
7 商工費	20,138,058	12.1	18,034,411	10.9	2,103,647	111.7
8 土木費	23,721,666	14.3	25,581,924	15.4	▲ 1,860,258	92.7
9 消防費	4,546,285	2.7	4,538,015	2.7	8,270	100.2
10 教育費	19,521,764	11.7	22,341,096	13.5	▲ 2,819,332	87.4
11 災害復旧費	16,500	0.0	23,000	0.0	▲ 6,500	71.7
12 公債費	22,553,442	13.6	21,543,941	13.0	1,009,501	104.7
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	166,317,693	100.0	166,019,412	100.0	298,281	100.2

平成20年度 一般会計予算性質別構成概要

(単位:千円、%)

区 分 性 質	平成20年度		平成19年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A-B	A/B
1 人件費	29,962,350	18.0	31,186,237	18.8	▲ 1,223,887	96.1
2 扶助費	19,162,325	11.5	18,952,379	11.4	209,946	101.1
3 公債費	22,553,442	13.6	21,545,039	13.0	1,008,403	104.7
義務的経費小計	71,678,117	43.1	71,683,655	43.2	▲ 5,538	100.0
4 普通建設事業費	23,449,341	14.1	25,453,543	15.3	▲ 2,004,202	92.1
(1) 補助事業費	9,738,983	5.9	11,067,785	6.7	▲ 1,328,802	88.0
(2) 単独事業費	13,246,888	8.0	13,612,590	8.2	▲ 365,702	97.3
(3) 県営事業負担金	463,470	0.3	773,168	0.5	▲ 309,698	59.9
5 災害復旧事業費	16,500	0.0	23,000	0.0	▲ 6,500	71.7
投資的経費小計	23,465,841	14.1	25,476,543	15.3	▲ 2,010,702	92.1
6 物件費	19,455,682	11.7	19,983,493	12.0	▲ 527,811	97.4
7 維持補修費	956,262	0.6	994,258	0.6	▲ 37,996	96.2
8 補助費等	20,538,573	12.3	18,617,543	11.2	1,921,030	110.3
(1) 負担金寄附金	8,197,672	4.9	6,859,662	4.1	1,338,010	119.5
(2) 補助交付金	11,280,014	6.8	10,903,255	6.6	376,759	103.5
(3) その他	1,060,887	0.6	854,626	0.5	206,261	124.1
9 積立金	101,647	0.1	50,736	0.0	50,911	200.3
10 投資及び出資金	561,270	0.3	2,168,514	1.3	▲ 1,607,244	25.9
11 貸付金	17,860,670	10.7	16,411,018	9.9	1,449,652	108.8
12 繰出金	11,599,631	7.0	10,533,652	6.3	1,065,979	110.1
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	100.0
合 計	166,317,693	100.0	166,019,412	100.0	298,281	100.2



## B 条例案件（４９件）

### 1 富山市市町村合併まちづくり基金条例を廃止する条例制定の件

（１）富山市市町村合併まちづくり基金を廃止する。

（２）施行期日 平成２０年４月１日

### 2 富山市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

（１）福祉保健部の分掌事務の追加

ア 国民健康保険及び国民年金に関する事項

イ 後期高齢者医療に関する事項

（２）市民生活部の分掌事務の追加等

ア 追加する分掌事務 スポーツに関する事項

イ 削除する分掌事務 国民健康保険及び国民年金に関する事項

（３）施行期日 平成２０年４月１日

### 3 富山市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例制定の件

（１）趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２４条の２第１項の規定に基づき、教育に関する事務に係る職務権限の特例に関し必要な事項を定めるもの

（２）教育に関する事務のうち市長が管理・執行する事務

ア スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）

イ 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）

（３）施行期日 平成２０年４月１日

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成１９年６月２７日公布。平成２０年４月１日施行）に伴うもの

### 4 富山市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

（１）再度の育児休業ができる特別の事情の追加

(2) 育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整に係る規定の改正

(3) 引用条文その他規定の整備

(4) 施行期日 公布の日

※ (3) は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（平成19年5月16日公布。同年8月1日施行）に伴うもの

5 富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 引用条文の整備

(2) 任期付短時間勤務職員に係る給与条例の読替規定の整備

(3) 施行期日 平成20年4月1日。ただし、(1) は、公布の日

※ (1) は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（平成19年5月16日公布。同年8月1日施行）に伴うもの

6 富山市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 職名の変更による改正

「助教授」 → 「准教授」

(2) 施行期日 平成20年4月1日

7 富山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 特殊勤務手当の改正

ア 医療・保健業務手当における手当の追加

(ア) 入院患者の指導及び説明の業務に従事したとき。

1回 2,000円（患者1人につき1回に限る。）

(イ) 臨床研修医の指導業務に従事したとき。

日額 1,000円

イ 夜間診療等業務手当の改正

- ・ 正規の勤務時間外に救急診療業務に1時間以上従事したとき。

1時間につき1,240円



(ア) (イ)以外の救急診療業務

1時間につき1,500円

(イ) 緊急かつ高度な救急救命の処置又は手術

1時間につき5,000円

(2) 宿日直手当の改正

(ア) 医師の宿日直勤務

勤務1回につき 20,000円 → 30,000円

(イ) 執務時間が通常の執務時間の2分の1に相当する時間である日から  
引き続いて行われる医師の宿直勤務

勤務1回につき 30,000円 → 45,000円

(3) 研究職給料表の廃止

(4) 教育職給料表の適用となる職名の改正

「助教授」 → 「准教授」

(5) 施行期日 平成20年4月1日

8 富山市ケーブルテレビ八尾放送施設等条例及び富山市八尾電気通信事業施設条例を廃止する条例制定の件

(1) 次の条例を廃止する。

ア 富山市ケーブルテレビ八尾放送施設等条例

イ 富山市八尾電気通信事業施設条例

(2) 施行期日 平成20年4月1日

9 富山市舞台芸術パーク条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 使用料の改正

種別	使用時間区分による金額(円)														超過料金1時間につき(円)
	9時～12時	13時～15時	16時～18時	19時～21時	19時～22時30分	9時～15時	13時～18時	16時～21時	16時～22時30分	9時～18時	13時～21時	13時～22時30分	9時～21時	9時～22時30分	
舞台稽古場	3,740	3,080	3,410	3,630	7,040	5,720	5,500	5,940	8,800	8,140	8,030	10,780	10,340	12,870	2,420
リハーサル室	3,740	3,080	3,410	3,630	7,040	5,720	5,500	5,940	8,800	8,140	8,030	10,780	10,340	12,870	2,420
大練習室	2,420	1,980	2,090	2,420	4,510	3,960	3,630	3,960	5,940	5,500	5,500	7,260	7,040	8,800	1,430
中練習室	1,650	1,430	1,540	1,650	3,190	2,750	2,640	2,860	4,180	3,850	3,850	5,170	4,950	6,160	990
練習室(1から4まで、21、22及び30から34までの各室)	550	550	550	660	1,430	990	990	1,100	1,870	1,430	1,540	2,200	1,870	2,530	550
練習室(5から20まで及び23から29までの各室)	440	440	440	550	1,100	770	770	880	1,430	1,100	1,210	1,760	1,540	1,980	440
研修室	1,320	1,430	1,870	2,200	5,390	2,420	2,970	3,630	6,490	3,850	4,620	7,370	5,390	7,920	1,870
会議室	1,320	1,430	1,870	2,200	5,390	2,420	2,970	3,630	6,490	3,850	4,620	7,370	5,390	7,920	1,870
舞台美術製作室	日額990円														
アトリエ	日額1,540円														
附属設備	規則で定める額														

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)



種別	使用時間区分による金額(円)														超過料金1時間につき(円)
	9時～12時	13時～15時	16時～18時	19時～21時	19時～22時30分	9時～15時	13時～18時	16時～21時	16時～22時30分	9時～18時	13時～21時	13時～22時30分	9時～21時	9時～22時30分	
舞台稽古場	3,740	3,080	3,300	3,630	6,950	5,720	5,400	5,940	8,800	8,140	8,030	10,780	10,300	12,870	2,420
リハーサル室	3,740	3,080	3,300	3,630	6,950	5,720	5,400	5,940	8,800	8,140	8,030	10,780	10,300	12,870	2,420
大練習室	2,420	1,900	2,000	2,420	4,510	3,900	3,630	3,900	5,940	5,400	5,400	7,260	6,950	8,800	1,430
中練習室	1,650	1,430	1,540	1,650	3,190	2,700	2,600	2,860	4,100	3,850	3,850	5,170	4,950	6,100	990
練習室(1から4まで、21、22及び30から34までの各室)	500	500	500	600	1,430	990	990	1,000	1,800	1,430	1,540	2,200	1,800	2,500	500
練習室(5から20まで及び23から29までの各室)	400	400	400	500	1,000	770	770	880	1,430	1,000	1,100	1,760	1,540	1,900	400
研修室	1,200	1,430	1,800	2,200	5,300	2,420	2,970	3,630	6,490	3,850	4,600	7,370	5,300	7,920	1,800
会議室	1,200	1,430	1,800	2,200	5,300	2,420	2,970	3,630	6,490	3,850	4,600	7,370	5,300	7,920	1,800
舞台美術製作室	日額990円														
アトリエ	日額1,540円														
附属設備	規則で定める額														

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(2) 市外に住所を有する者の使用料の額は、当該使用料の額に20パーセントに相当する額を加算した額とする。

(3) 施行期日 平成20年7月1日

10 富山市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 特別会計の追加

名称	目的
富山市後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業

(2) 特別会計の廃止

名称	目的
富山市電気通信事業特別会計	電気通信事業

(3) 施行期日 平成20年4月1日

11 富山市企業立地の促進等による産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税免除に関する条例制定の件

(1) 趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき、本市において企業立地及び事業高度化を促進し、産業集積の形成及び活性化を図るため、地方税法第6条第1項の規定による固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるもの

(2) 施行期日 平成20年4月1日

※ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定（平成19年5月11日公布。同年6月11日施行）に伴うもの

12 富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 引用条文の整備

(2) 施行期日 平成20年4月1日

※ 水質基準に関する省令の一部改正（平成19年11月14日公布。平成20年4月1日施行）に伴うもの

13 富山市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 受給対象者の範囲の変更

1歳以上60歳未満 → 65歳未満

(2) 受給者における所得制限に係る規定等の整備

(3) 保険医療機関等の追加

(4) 施行期日 平成20年10月1日。ただし、(3)は、同年4月1日

14 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 保育所の廃止

富山市立堀川南保育所、富山市立大沢野中央保育所、富山市立大庄保育所、富山市立杉原保育所及び富山市立鶴坂保育所を廃止する。

(2) 保育所の統合

名 称	位 置
富山市立細入北部保育所	富山市榆原1315番地
富山市立細入南部保育所	富山市猪谷912番地1

↓

名 称	位 置
富山市立ほそいり保育所	富山市榆原1315番地

(3) 施行期日 平成20年4月1日

15 富山市児童館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市立五福児童館の位置の変更

富山市五福3224番地2

↓

富山市五福4431番地1

(2) 施行期日 平成20年6月1日

16 富山市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 受給者における所得制限の新設

養育者の前年（一定期間内に助成対象期間が新たに始まる場合は、前々年）の所得が、規則で定める額以上であるときは、助成をしないものとする。

(2) 保険医療機関等の追加

(3) 受給対象乳幼児から重度心身障害者医療費の受給対象者を除外

(4) 施行期日 平成20年10月1日。ただし、(2)は、同年4月1日

17 富山市妊産婦医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 受給者における所得制限の新設

妊産婦の前年（一定期間内に助成対象期間が新たに始まる場合は、前々年）の所得が、規則で定める額以上であるときは、助成をしないものとする。

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 平成20年10月1日。(2)は、公布の日

18 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 受給者における所得制限の規定の改正

前々年の所得で所得制限の判定をする期間の変更

(2) 保険医療機関等の追加

(3) 引用している法律の名称の変更

(4) 施行期日 平成20年10月1日。ただし、(2)及び(3)は、同年4月1日

※ (3)は、老人保健法の一部改正（平成18年6月21日公布。平成20年4月1日施行）に伴うもの

19 富山市老人医療費助成条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 受給対象者の変更

一定の障害を有する者のうち

- ・ 65歳以上の者
- ・ 60歳以上65歳未満で重度の障害を有する者



一定の障害を有する者のうち

- ・ 75歳以上の者
- ・ 65歳以上75歳未満の者で重中度の障害を有する者（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者に限る。）
- ・ 65歳以上75歳未満の者で軽度の障害を有する者

(2) 受給者における所得制限の規定の新設

その者の属する世帯の前年（一定期間内に助成対象期間が新たに始まる場合は、前々年）の合計所得金額が1,000万円以上の者については、助成をしないものとする。

(3) 保険医療機関等の追加

(4) 引用している法律の名称の変更

(5) 施行期日 平成20年4月1日。ただし、(2)は、同年10月1日

※ (4)は、老人保健法の一部改正（平成18年6月21日公布。平成20年4月1日施行）に伴うもの

20 富山市後期高齢者医療に関する条例制定の件

(1) 本市が行う後期高齢者医療の保険料の徴収の事務等について、次の事項を定めるもの

- ア 保険料を徴収すべき被保険者
- イ 普通徴収の保険料の納期
- ウ 延滞金
- エ 過料



(2) 施行期日 平成20年4月1日

※ 老人保健法の一部改正（平成18年6月21日公布。平成20年4月1日施行）に伴うもの

21 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 平成18年度及び平成19年度における税制改正に伴う激変緩和措置を平成20年度まで延長するもの

(2) 施行期日 平成20年4月1日

※ 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部改正（平成19年12月12日公布。平成20年4月1日施行）に伴うもの

22 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 引用条文の整備

(2) 施行期日 戸籍法の一部を改正する法律の施行の日

※ 戸籍法の一部改正（平成19年5月11日公布。公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行）によるもの

23 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 一部負担金の改正

ア 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2

↓

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

イ 70歳以上の者の一部負担金 10分の1 → 10分の2

(2) 保険料の賦課額の改正

基礎賦課額及び介護納付金賦課額

↓

基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額

### (3) 基礎賦課額の改正

#### ア 基礎賦課総額

(ア) の額の見込額から (イ) の額の見込額を控除した額を基準として算定した額

##### (ア) 次の費用の額の合算額

- ・療養の給付に要する費用の額から一部負担金に相当する額を控除した額
- ・入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用
- ・前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額
- ・保健事業に要する費用の額及びその他の国民健康保険事業に要する費用

##### (イ) 次の費用の額の合算額

- ・国庫負担金
- ・調整交付金
- ・都道府県調整交付金
- ・繰入金
- ・前期高齢者交付金
- ・補助金及び貸付金
- ・国民健康保険事業に要する費用のための収入金

#### イ 基礎賦課額の料率

- (ア) 所得割額 1,000分の86 → 1,000分の55  
(イ) 被保険者均等割額 25,200円 → 24,000円  
(ウ) 世帯別平等割額 27,600円 → 16,800円  
(エ) 限度額 530,000円 → 470,000円

### (4) 後期高齢者支援金等賦課額の創設

#### ア 後期高齢者支援金等賦課総額

(ア) の額の見込額から (イ) の額の見込額を控除した額を基準として算定した額

##### (ア) 後期高齢者支援金等の納付に要する費用

##### (イ) 次の費用の額の合算額

- ・国庫負担金
- ・調整交付金
- ・都道府県調整交付金

- ・補助金及び貸付金
- ・国民健康保険事業に要する費用のための収入金

イ 後期高齢者支援金等賦課額の料率

- (ア) 所得割額 1,000分の17
- (イ) 被保険者均等割額 7,200円
- (ウ) 世帯別平等割額 5,400円
- (エ) 限度額 120,000円

(5) 介護納付金賦課額の料率の改正

- ア 所得割額 1,000分の10 → 1,000分の20
- イ 被保険者均等割額 5,400円 → 9,000円

(6) 保険料の減額及び保険料の減免の改正

(7) 普通徴収に係る保険料の納期等に係る規定の整備

(8) 引用条項その他規定の整備

(9) 施行期日 平成20年4月1日。ただし、(7)は、同年10月1日

※ (1)及び(7)は、国民健康保険法の一部改正(平成18年6月14日公布。平成20年4月1日施行)によるもの。(2)、(3)のア及び(6)は、国民健康保険法施行令の一部改正(平成20年2月1日公布。同年4月1日施行)によるもの。(4)は、高齢者の医療の確保に関する法律(平成18年6月21日公布。平成20年4月1日施行)によるもの

24 富山市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 使用者の範囲の拡大

30歳以下の勤労青少年 → 35歳未満の勤労青少年

(2) 施行期日 平成20年4月1日

25 富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
 (1) 使用料の改正 (定額料金制から従量料金制に移行)

世帯	月額 (円)
1人世帯	3,750
2人以上世帯	4,430

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)



ア 一般汚水

基本使用料	従量使用料	
月額 (円)	排除汚水量	単価 (円) (1立方メートルにつき)
600	10立方メートルまでの分	60
	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	160
	20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	170
	30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	220
	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	300
	100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	320
	500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	340
	1,000立方メートルを超える分	345

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 公衆浴場汚水

基本使用料		従量使用料	
月額 (円)		排除汚水量	単価 (円) (1立方メートルにつき)
100立方メートルまで	1,910	100立方メートルを超える分	19

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(2) 口座振替による使用料を納付する場合の使用料の減額規定の追加

(3) 施行期日 平成20年4月1日

26 富山市公害健康被害者の救済に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 引用している法律の名称の変更

(2) 施行期日 平成20年4月1日

※ 老人保健法の一部改正（平成18年6月21日公布。平成20年4月1日施行）に伴うもの

27 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 産科診療料の改正

ア 分べん介助料の改正

区分			金額		金額
帝王切開の場合	昼間	単胎	80,000円		80,000円
		多胎	80,000円に第2児以降、1児につき40,000円を加算した額		80,000円に第2児以降、1児につき40,000円を加算した額
	夜間等	単胎	80,000円		84,000円
		多胎	80,000円に第2児以降、1児につき40,000円を加算した額		84,000円に第2児以降、1児につき42,000円を加算した額
	深夜	単胎	80,000円	→	94,500円
		多胎	80,000円に第2児以降、1児につき40,000円を加算した額		94,500円に第2児以降、1児につき47,250円を加算した額
その他の場	昼間	単胎	120,000円		150,000円
		多胎	120,000円に第2児以降、1児につき60,000円を加算した額		150,000円に第2児以降、1児につき75,000円を加算した額
	夜間等	単胎	130,000円		160,000円

合		多胎	130,000 円に第 2 児以降、1 児につき 65,000 円を加算した額	160,000 円に第 2 児以降、1 児につき 80,000 円を加算した額
	深夜	単胎	140,000 円	180,000 円
		多胎	140,000 円に第 2 児以降、1 児につき 70,000 円を加算した額	180,000 円に第 2 児以降、1 児につき 90,000 円を加算した額

イ 人工妊娠中絶料の改正

区分	金額	金額
妊娠満 11 週まで	80,000 円	90,000 円
妊娠満 12 週から満 15 週まで	110,000 円	120,000 円
妊娠満 16 週から満 21 週まで	130,000 円	150,000 円

ウ 新たに設ける使用料

区分	金額
人工授精料	5,000 円
精製人工授精料	8,000 円
緊急経口避妊薬(処方料を含む。)	8,000 円
羊水検査	50,000 円
母体血清マーカーテスト(クアトロテスト)	10,000 円

エ 人工妊娠中絶と同時に行う不妊手術料及び経口避妊薬の使用料の削除

(2) 歯科診療料の改正

区分	単位	金額	備考
矯正診断	1 件	300,000 円以内	
矯正装置	1 装置	150,000 円	金属の種類に応じ、又は特殊診断の場合若しくは特別装置を使用した場合にはその程度に応じて、左欄の金額を増減する。
小児義歯	1 床	30,000 円	
鑄造冠(金合金)	1 歯	45,000 円	
金属焼付ポーセレン冠		55,000 円	
ポーセレンジャケット冠		42,000 円	
金属床	1 床	150,000 円	

↓

区分	単位	金額	備考
----	----	----	----

歯冠修復料	鑄造歯冠修復	1 歯	55,000 円	修復物等の種類若しくは歯牙の欠損状態に応じ、又は特殊な技術若しくは装置を要する場合にはその程度に応じて、左欄の金額を増減する。	
	構造支台築造		12,000 円		
	根面キャップ		15,000 円		
欠損補てつ料	有床義歯	1 床	50,000 円		
	テレスコープクラウン	1 歯	70,000 円		
	アタッチメント	1 装置	40,000 円		
インプラント	インプラント診断料	1 回	10,000 円		
	一次手術		1 歯の場合		140,000 円
			複数歯の場合		140,000 円に第 2 歯以降、80,000 円を加算した額
	二次手術		1 歯の場合		20,000 円
			複数歯の場合	20,000 円に第 2 歯以降、15,000 円を加算した額	
	インプラント上部構造		1 歯	120,000 円	
	インプラント前手術		1 回	62,000 円	
	インプラント経過観察料			1,000 円	

### (3) 検査料の改正

#### ア 新たに設ける使用料

区分		単位	金額	備考
PET がんどック 使用料	A	1 回	134,000 円	A の検査に乳房検査及び子宮検査を加えたものとする。
	B		146,000 円	

イ 乳がん検診料及び前立腺検査料（通常の検査に触診及び前立腺エコーを加えたもので、人間ドックと併せて受けるものに限る。）の削除

### (4) 施行期日 平成 20 年 4 月 1 日

28 富山市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例制定の件

(1) 趣旨

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づき、工場立地法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるもの

(2) 緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合の特例

(ア) 緑地

100分の20を、100分の15、100分の10又は100分の5に緩和する区域の設定

(イ) 環境施設

100分の25を、100分の20、100分の15又は100分の10に緩和する区域の設定

(3) 施行期日 平成20年4月1日

※ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の制定（平成19年5月11日公布。同年6月11日施行）に伴うもの

29 富山市牛岳温泉健康センター等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 牛岳温泉健康センターの入浴料の回数券及び年間使用券の改正

種別		単位	金額（円）	
			市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
回数券		11枚つづり	4, 140	
		23枚つづり	8, 140	
		35枚つづり	12, 140	
年間使用券	大人（中学生以上）	1人につき 1年間	7, 620	19, 050
	小人（小学生）		5, 710	14, 290

（消費税及び地方消費税相当額を除く。）



↓

種別	単位	金額（円）	
		市内に住所を有する者	市外に住所を有する者
回数券	11枚つづり	4, 140	
年間 使用 券	1人につき 1年間	大人（中学生以上）	19,050
		小人（小学生）	14,290
		11,430	
		8,570	

（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（2）施行期日 平成20年5月1日

30 富山市牛岳温泉スキー場条例の一部を改正する条例制定の件

（1）富山市牛岳温泉スキー場ユートピアゲレンデの廃止

（2）団体の使用料の設定

種別	金額（円）	
	団体（20人以上）	
	大人（中学生以上）	小人（小学生）
1回券	150	110
15回券	2,000	1,430
3時間券	1,900	1,370
5時間券	2,190	1,520
1日券	2,670	1,620
2日券	4,570	3,050
ナイター券	1,420	860
全日券	3,050	2,190

（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（3）施行期日 平成20年4月1日

31 富山市営農サポートセンター条例制定の件

(1) 趣旨

市民の農業への理解を深め、農業の新たな担い手の育成を推進し、もって本市の農業の振興と発展に資するため、富山市営農サポートセンターを設置するもの

(2) 位置 富山市月岡町三丁目101番地

(3) 事業

ア 農業に係る研修及び講座等の開催に関すること。

イ 農業者の支援に関すること。

ウ その他目的を達成するために必要な事業

(4) 施設

管理棟（会議室及び資料室）、講義・研修棟、研修ほ場及び低温処理庫

(5) 附則で富山市農業センター条例を廃止する。

(6) 施行期日 平成20年4月1日

32 富山市農業構造改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 題名の改正

富山市農業構造改善センター等条例

↓

富山市農村環境改善センター等条例

(2) 富山市農業構造改善センターを廃止する。

(3) 施行期日 平成20年4月1日

33 富山市山田自然休養村条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 施設の追加

富山市山田ふれあい森林公園	富山市山田赤目谷13番地2
---------------	---------------

(2) 施行期日 平成20年4月1日

34 富山市農業集落汚水処理施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 使用料の改正 (各地域の使用料の統一化)

ア 一般汚水

基本使用料		従量使用料	
月額 (円)		排除汚水量	単価 (円) (1立方メートルにつき)
600		10立方メートルまでの分	60
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	160
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	170
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	220
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	300
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	320
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	340
		1,000立方メートルを超える分	345

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 公衆浴場汚水

基本使用料		従量使用料	
月額 (円)		排除汚水量	単価 (円) (1立方メートルにつき)
100立方メートルまで	1,910	100立方メートルを超える分	19

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(2) 口座振替による使用料を納付する場合の使用料の減額規定の追加

(3) 施行期日 平成20年4月1日

35 富山市農村公園条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 農村公園の追加

名 称	位 置
富山市余川農村公園	富山市婦中町余川 2 1 1 0 番地
富山市上吉川農村公園	富山市婦中町上吉川 1 0 7 4 番地

(2) 施行期日 平成 2 0 年 4 月 1 日

36 富山市農業委員会に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市農業委員会に関する条例の一部改正

- ・ 第 1 0 選挙区の選挙区の区域の町の名称の追加

「婦中町夢ヶ丘」を加える。

(2) 富山市総合行政センター設置条例の一部改正

- ・ 富山市婦中総合行政センターに係る所管区域の町の名称の追加

「婦中町夢ヶ丘」を加える。

(3) 富山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正

- ・ 婦中消防署に係る管轄区域の町の名称の追加

「婦中町夢ヶ丘」を加える。

(4) 施行期日 土地区画整理法第 1 0 3 条第 4 項の規定による換地処分の  
公告のあった日の翌日

37 富山市スポーツ振興審議会条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 「教育委員会」を「市長」に改める等所要の改正を行う。

ア 富山市スポーツ振興審議会条例の一部改正

イ 富山市民プラザホール条例の一部改正

ウ 富山市立市民学園条例の一部改正

エ 富山市大沢野生涯学習センター条例の一部改正

オ 富山市大久保ふれあいセンター条例の一部改正

カ 富山市大沢野文化会館条例の一部改正

キ 富山市大沢野植物園条例の一部改正

ク 富山市大山文化会館条例の一部改正

ケ 富山市地区コミュニティセンター条例の一部改正

- コ 富山市八尾コミュニティセンター条例の一部改正
- サ 富山市八尾ふらっと館条例の一部改正
- シ 富山市八尾美術保存展示館条例の一部改正
- ス 富山市婦中ふれあい館条例の一部改正
- セ 富山市音川交流センター条例の一部改正

(2) 施行期日 平成20年4月1日

38 富山市博物館等における共通観覧券の発行に関する条例制定の件

(1) 趣旨

本市の博物館等の利用の促進を図るため、博物館等における共通観覧券の発行に関し必要な事項を定めるもの

(2) 対象施設

富山市科学博物館、富山市郷土博物館、富山市民俗民芸村の博物館施設、富山市浮田家、富山市森家、富山市大山歴史民俗資料館、富山市八尾化石資料館、富山市八尾おわら資料館、富山市八尾美術保存展示館、富山市猪谷関所館、富山市八尾曳山展示館及び富山市ファミリーパーク

(3) 共通観覧券の種類

- ア 3日間共通観覧券 最初に博物館等の観覧等を行った日から起算して3日間観覧等を行うことができる共通観覧券
- イ 年間共通観覧券 発行した日から起算して1年間博物館等の観覧等を行うことができる共通観覧券（市内に住所を有する者に限り発行）

(4) 共通観覧券の額

- ア 3日間共通観覧券 670円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- イ 年間共通観覧券 950円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

(5) 施行期日 平成20年4月1日

39 富山市郷土博物館条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市郷土博物館条例の一部改正

・観覧料の改正

種別		金額(円)	
		個人	団体(20人以上)
富山市郷土博物館	大人(高校生以上)	200	160
	小人(小学生及び中学生)	100	80
富山市佐藤記念美術館	大人(高校生以上)	200	160
	小人(小学生及び中学生)	100	80
全館	大人(高校生以上)	330	270
	小人(小学生及び中学生)	160	130

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

↓

種別		金額(円)	
		個人	団体(20人以上)
富山市郷土博物館	大人(高校生以上)	190	150
	小人(小学生及び中学生)	95	80
富山市佐藤記念美術館	大人(高校生以上)	190	150
	小人(小学生及び中学生)	95	80
全館	大人(高校生以上)	290	230
	小人(小学生及び中学生)	140	110

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(2) 富山市民俗民芸村条例の一部改正

・観覧料の改正

種別	金額(円)					
	個人			団体(20人以上)		
	1館(富山市箕牛人記念美術館を除く。)	富山市箕牛人記念美術館	全館	1館(富山市箕牛人記念美術館を除く。)	富山市箕牛人記念美術館	全館
大人(高校生以上)	100	200	600	80	160	480
小人(小学生及び中学生)	50	100	300	40	80	240

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

↓

種別	金額(円)			
	個人		団体(20人以上)	
	1館	全館	1館	全館
大人(高校生以上)	95	480	80	380
小人(小学生及び中学生)	50	240	40	190

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(3) 富山市浮田家条例の一部改正

・大人(高校生以上)の観覧料の改正

100円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) → 95円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(4) 富山市森家条例の一部改正

・大人(高校生以上)の観覧料の改定

100円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) → 95円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(5) 富山市大山歴史民俗資料館条例の一部改正

・大人(高校生以上)の観覧料の改定

100円(消費税及び地方消費税相当額を除く。) → 95円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(6) 施行期日 平成20年4月1日

40 富山市公民館条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市立五福公民館の位置の変更

富山市五福3224番地2

↓

富山市五福4431番地1

(2) 施行期日 平成20年6月1日

41 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 使用料等の改正

ア 個人使用の使用料

総合体育館、東富山体育館、2000年体育館、市民球場、市民プール、東富山温水プール、馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、蜷川庭球場、五艘庭球場、呉羽庭球場、星井町庭球場、布瀬南公園庭球場、西番庭球場、城東ふれあい公園庭球場、東富山運動広場庭球場、屋内ゲートボール場、パークゴルフ場、大沢野総合運動公園陸上競技場、大山社会体育館、大山総合体育センター、大山B&G海洋センター体育館、大山B&G海洋センタープール、大山テニスコート、八尾スポーツアリーナ、婦中体育館、婦中スポーツプラザプール、婦中スポーツプラザテニスコート、婦中武道館及び山田総合体育センター

イ 回数券の使用料等

東富山体育館、2000年体育館、市民球場、東富山温水プール、馬場記念公園庭球場、石坂庭球場、蜷川庭球場、五艘庭球場、呉羽庭球場、星井町庭球場、布瀬南公園庭球場、西番庭球場、城東ふれあい公園庭球場、東富山運動広場庭球場、大山総合体育センター、大山テニスコート、八尾スポーツアリーナ、婦中体育館、婦中スポーツプラザプール、婦中スポーツプラザテニスコート、山田総合体育センター及び八尾B&G海洋センタープール

ウ 期間使用券の使用料等

総合体育館、市民プール、東富山温水プール、北部プール、パークゴルフ場、大山総合体育センター、八尾スポーツアリーナ、婦中体育館及び八尾B&G海洋センタープール



エ スポーツ施設使用カードの使用料  
総合体育館及び市民プール

(2) 市外に住所を有する者に係る回数券、期間使用券及びスポーツ施設使用カードの使用料等の額は、当該使用料等の額に25パーセントに相当する額を加算した額とする。

(3) 「教育委員会」を「市長」に改める等所要の改正を行う。

(4) 施行期日 平成20年4月1日

42 富山市富山南総合公園文化体育施設条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 体育文化センター及び庭球場の個人使用及び回数券の使用料の改正

(2) 市外に住所を有する者に係る回数券の使用料の額は、当該使用料の額に25パーセントに相当する額を加算した額とする。

(3) 「教育委員会」を「市長」に改める等所要の改正を行う。

(4) 施行期日 平成20年4月1日

43 富山高岡広域都市計画事業下新町土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 事務所の所在地の変更

富山市下新町4番27号 → 富山市新桜町7番38号

(2) 施行期日 平成20年4月1日

44 富山市ファミリーパーク条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 運動広場の廃止

(2) 入園料及び遊戯施設の使用料の改正等

ア 入園料

区分	種別	入園料	
		個人	団体(30人以上)
大人(高校生以上)		580円	390円
小人(小学生及び中学生)		190円	100円
年間使用券		1,715円	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

↓

区分	種別	入園料	
		個人	団体(30人以上)
大人(高校生以上)		480円	380円
小人(小学生及び中学生)		無料	無料
年間使用券		1,430円	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 遊戯施設

290円以内で市長が定める額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

↓

380円以内で市長が定める額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(3) 施行期日 平成20年4月1日

45 富山市営住宅管理条例等の一部を改正する条例制定の件

(1) 富山市営住宅管理条例の一部改正

ア 入居者の資格要件の追加

(ア) 入居し、又は同居しようとする者が現に市税を滞納していないこと。

(イ) 入居し、又は同居しようとする者が現に市営住宅その他規則で定める住宅等に係る家賃等を滞納していないこと。

(ウ) 入居し、又は同居しようとする者が暴力団員でないこと。

イ 住宅の明渡要件の追加

(ア) 同居者が不正の行為によって入居したときその他同居者が一定の義

務違反をしたとき。

(イ) 入居者及び同居者が暴力団員であることが判明したとき。

(2) 富山市賃貸住宅及び賃貸店舗の設置・管理に関する条例の一部改正

(1) と同様の改正

(3) 富山市特定公共賃貸住宅条例の一部改正

(1) と同様の改正

(4) 富山市地域特別賃貸住宅条例の一部改正

(1) と同様の改正

(5) 富山市稲代住宅条例の一部改正

(1) と同様の改正

(6) 施行期日 平成20年4月1日

46 富山市水道事業、簡易水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 簡易水道事業の廃止（水道事業と統合）

(2) 経営の基本の改正

ア 水道事業

(ア) 給水人口

415,800人 → 416,000人

(イ) 1日最大給水量

217,987.5立方メートル → 213,500立方メートル

イ 工業用水道事業

・ 1日最大給水量

121,000立方メートル → 91,000立方メートル

(3) 施行期日 平成20年4月1日

47 富山市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する  
条例制定の件

(1) 給与の減額規定における育児部分休業の対象となる子の改正  
3歳に満たない子 → 小学校就学の始期に達するまでの子

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 平成20年4月1日

48 富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 水道料金の改正

ア 水道料金

(ア) 一般用

基本料金		従量料金			
メーターの口径 (ミリメートル)	月額 (円)	使用水量		単価 (円) (1立方メートルにつき)	
13	400	メーター の口径が 20 ミリ メートル 以下のも の	10 立方メートルまでの分	60	
20	400		10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	110	
25	600		20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分	130	
30	600		30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分	140	
40	600		50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分	150	
50	2,000		100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分	160	
75	2,000		500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分	170	
100	2,000		1,000 立方メートルを超える分	175	
150	5,000		メーター の口径が 25 ミリ メートル 以上のも の	10 立方メートルまでの分	60
200	5,000			10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分	140
		20 立方メートルを超え 30 立方メートルまでの分		150	
		30 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分		160	
		50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分		190	
		100 立方メートルを超え 500 立方メートルまでの分		200	
		500 立方メートルを超え 1,000 立方メートルまでの分		210	
		1,000 立方メートルを超える分		215	

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(イ) 公衆浴場用

基本料金		従量料金	
基本水量 (立方メートル)	月額(円)	使用水量	単価(円) (1立方メートルにつき)
50	3,150	50立方メートルを超える分	50

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(ウ) 船舶用

使用水量 1 立方メートルにつき 220 円
------------------------

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(エ) 臨時用

基本料金		従量料金	
基本水量 (立方メートル)	月額(円)	使用水量	単価(円) (1立方メートルにつき)
10	9,500	10立方メートルを超える分	280

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

- 次の表に定める給水区域における料金については、同表に定めるとおりとする。

給水区域	基本料金			従量料金	
	メーターの口径 (ミリメートル)	基本水量 (立方メートル)	月額 (円)	使用水量	単価(円) (1立方メートルにつき)
猪谷南部、猪谷北部、吉野及び山田谷			1,238		
寺津	13	10	952	10立方メートルを超える分	42
	20	10	990		
布尻、町長、舟渡及び小糸・伏木	13	10	790	10立方メートルを超える分	76
	20	10	828		

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 加入金

給水管の口径 (ミリメートル)	加入金の額 (円)
13	45,000
20	75,000
25	190,000
30	350,000
40	630,000
50	1,080,000
75	2,800,000
100	5,500,000
150	15,400,000
200	口径別の断面積比及び流量比を考慮して管理者が定める額

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(2) 給水装置工事の設計審査及び工事しゅん工検査に係る手数料の廃止

(3) 口座振替による料金を納付する場合の料金の減額規定の追加

(4) 簡易水道事業を廃止することに伴う規定の整備

(5) 施行期日 平成20年4月1日

49 富山市下水道条例の一部を改正する条例制定の件

(1) 使用料の改正 (各地域の使用料の統一化)

ア 一般汚水

基本使用料		従量使用料	
月額(円)		排除汚水量	単価(円) (1立方メートルにつき)
600		10立方メートルまでの分	60
		10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	160
		20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	170
		30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	220
		50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	300
		100立方メートルを超え500立方メートルまでの分	320
		500立方メートルを超え1,000立方メートルまでの分	340
		1,000立方メートルを超える分	345

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

イ 公衆浴場汚水

基本使用料		従量使用料	
月額(円)		排除汚水量	単価(円) (1立方メートルにつき)
100立方メートルまで	1,910	100立方メートルを超える分	19

(消費税及び地方消費税相当額を除く。)

(2) 口座振替による使用料を納付する場合の使用料の減額規定の追加

(3) 引用条文その他規定の整備

(4) 施行期日 平成20年4月1日

## C その他案件（9件）

- 1 証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約の変更に関する件
- 2 字の区域の新設の件
  - (1) 婦中町田島
- 3 財産の無償譲渡の件
  - (1) 堀川南保育所を社会福祉法人富山学院福祉会へ譲渡するもの
    - ア 場 所 富山市大町16番地1
    - イ 構 造 鉄筋コンクリート造2階建
    - ウ 床面積 1, 117.26㎡
  - (2) 大沢野中央保育所を社会福祉法人秀愛会へ譲渡するもの
    - ア 場 所 富山市西大沢148番地3
    - イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
    - ウ 床面積 884.39㎡
  - (3) 大庄保育所を社会福祉法人上滝保育園へ譲渡するもの
    - ア 場 所 富山市田畠493番地2
    - イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
    - ウ 床面積 1, 048.20㎡
  - (4) 杉原保育所を社会福祉法人やつおこども福祉会へ譲渡するもの
    - ア 場 所 富山市八尾町黒田2630番地
    - イ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建
    - ウ 床面積 2, 671.05㎡
  - (5) 鵜坂保育所を社会福祉法人鵜坂福祉会へ譲渡するもの
    - ア 場 所 富山市婦中町上田島2番地
    - イ 構 造 木造平屋建
    - ウ 床面積 1, 087.31㎡
- 4 平成20年度農業共済事業賦課金の総額及び賦課単価決定の件
- 5 平成20年度農業共済事業特別積立金の取崩しに関する件



## D 追加提出（5件）

### 1 契約案件

包括外部監査契約締結の件

### 2 人事案件

（1）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件

（2）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（3）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件

（4）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件